

母子保健健康診査（集団）の再度延期について（協議）

1. 厚生労働省からの通知内容

（令和2年4月1日付け 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・母子保健課通知）

- (1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査であつて、集団で実施するものについては、
- ① 「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村においては、原則として集団での実施延期すること。
 - ② それ以外の市町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大防止の観点から、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、必要に応じて延期等の措置をとること。
- (2) 延期等措置を取っている間にも、必要に応じ電話や訪問等による保健指導状況把握を行うこと。
- (3) 延期等により母子保健法第12条第1項に定める月齢の間乳幼児健康診査を受診できない場合には、別の機会に乳幼児健康診査を受ける機会を設けること。

（詳細は、別紙のとおり）

2 集団で実施する母子保健事業（集団式による健康診査のみ記載）の予定（令和2年4月中）

	事業名	予定対象 人数(4月中)	日程		
(1)	3～4か月児健診	166人	4月2日(木)※	4月16日(木)	4月30日(木)
(2)	3歳児健診	115人	4月8日(水)	4月22日(水)	

※4月2日(木)の3～4か月児健康診査は、感染症対策を講じた上で実施済み。

当日対象56件に対し、38件の来所あり。

3 近隣市の集団健康診査（4月中）の実施予定（4月3日現在）

事業名	小平市	東久留米市	東村山市	清瀬市	武蔵野市	三鷹市	調布市
3～4か月健診	延期	延期	延期	延期	延期	延期	延期
3歳児健診	延期	延期	延期	延期	延期	延期	延期

4 担当課の対応方針及び実施方法

4月8日(水)以降、4月中の健康診査を延期する。

5 本市において延期する場合の課題

(1) 医師・歯科医師の確保について

3～4か月児健康診査及び3歳児健康診査ともに、集団健診実施に係る医師・歯科医師等健診スタッフの確保が難しい。

なお、令和2年度中は、これまでの調整により、医師会及び歯科医師会ともに、1回あたり、「出務の15分延長」は了承されているが、さらに延長対応を依頼する必要がある。

(2) 3～4月健康診査の受診機会について

既に、3月より健診を休止しているため、該当年月齢での受診ができない乳幼児が生じる。

国からの通知では、「別の機会により実施」とあるが、本市においては、(1)のとおり、別日開催は医師確保の視点から困難である。

(3) 5月分の延期の決定について

5月のゴールデンウィーク直前・直後に健診が予定されているため、5月以降の実施可否及び実施方法について、4月15日（金）までに決定する必要がある。

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 2 日

各都保健所（出張所・支所）長 殿
保健政策部保健政策課長 殿

少子社会対策部事業推進担当課長

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

平素より大変お世話になっております。

標記の件につきまして、令和2年4月1日付事務連絡により厚生労働省子ども家庭局母子保健課から、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、管内市町村には別途送付しております。

問合せ先
東京都福祉保健局少子社会対策部
家庭支援課母子保健担当 御手洗
電 話 03 (5320) 4372
ファクシミリ 03 (5388) 1406



事務連絡
令和2年4月1日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局・児童福祉主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について

今般、新型コロナウイルスについて、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が決定されたところです。

母子保健主管部局及び児童福祉主管部局におかれても、上記基本的対処方針の趣旨に留意するとともに、母子保健事業等について、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

なお、令和2年2月28日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」は廃止します。

記

1 妊産婦や乳幼児が感染した場合の対応について

妊産婦や乳幼児が新型コロナウイルスに感染した際には、入院等により母子分離となることも想定されるなど、妊産婦や養育者の不安が一層増大するおそれがあることから、心のケアを含めたよりきめ細やかな支援が必要となること。

市町村におかれては、医療機関や保健所等の関係機関と十分連携し、妊産婦や乳幼児等への感染の状況や心身の状況を把握した上で、電話等による相談支援を行うなど、妊産婦や養育者等の不安の解消に努めていただきたいこと。

都道府県におかれては、これらについてご了知の上、衛生主管部局とも連携の上、妊産婦や乳幼児等への支援を充実していただきたいこと。

2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等について

(1) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における議論を踏まえつつ、母子保健法第12条第1項に定める健康診査であって、集団で実施するものについては、

- ・「感染拡大警戒地域」とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市町村においては、原則として集団での実施を延期すること。
- ・それ以外の市町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大防止の観点から、「3つの条件が同時に重なる場（3つの密）」を避けるため、必要に応じて延期等の措置をとること。

ただし、この場合において、延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行うこと。

なお、延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別の機会に健康診査を受ける機会を設けること。

(2) 母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等について

母子保健法第12条第1項に定める健康診査以外の健康診査、保健指導等であって、集団で実施するものについては、(1)に準じた取扱いとすること。

(3) 個別で実施する健康診査、保健指導等について

個別で実施する健康診査、保健指導等については、当該実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。

3 保健師による訪問指導等について

保健師による訪問指導等、各居宅へ訪問して実施する事業については、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

- (1) 訪問に際し、訪問する家庭の児童や家族に風邪の症状や発熱、倦怠感や呼吸困難などの症状がないか確認すること。
- (2) 事業従事者は、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状がないことを確認した上で、訪問時におけるマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

4 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

上記3と同様の対応とすること。

(参考)

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等について（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年4月1日）」等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html